

令和3年5月18日

東京地方検察庁公判部 駒方希検事

令和2年（特わ）第858号等 外国為替及び外国貿易法等違反事件

被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

証拠開示請求書

弁護人 高 田 剛

弁護人 鄭 志

弁護人 河 村 尚

弁護人 瀬 川 慶

弁護人 小 林 貴 樹

弁護人は、検察官に対し、刑事訴訟法 316 条の 20 に基づいて以下の証拠の開示を求める。開示を求めた証拠のうち開示しないものについては、刑事訴訟規則 217 条の 24 に基づいて不開示理由を告知されたい。

また、開示を求めた証拠が不存在の場合には、その意味が、①開示を求める証拠が検察官の手許にはなく、かつ検察官が容易に入手できる状況にない（他に存在する可能性がある）という意味なのか、②証拠自体が物理的に存在しないという意味なのか、明確にされたい。

①証拠が他に存在する可能性がある場合には、当該証拠が保管されているであろう場所を特定されたい。また、②証拠自体が存在しない場合は、(a)最初から存在しないのか、それとも、(b)かつてあったが廃棄したのか、(c)廃棄したのであればいつ・誰が・どのような理由で廃棄したのか、を明らかにされたい。

記

- 1 平成29年5月頃から同年9月頃及び同年11月頃から平成30年1月頃に捜査機関が作成または取得した調書、報告書、メモ書き、ノート、手控え、備忘録、資料その他捜査の経過等参考となるべき事項が記録された書面（正式な捜査資料とされた書面ないし検察官に送致された書面に限らない。以下「書面等」という。）であって、噴霧乾燥器を「滅菌」「殺菌」する方法に関し、噴霧乾燥器をその事業において使用している会社等の法人の役員ないし従業員（以下「噴霧乾燥器ユーザー」という。）から聴取した内容が記載されている書面等及び捜査機関からの質問に対し噴霧乾燥器ユーザーが回答した書面等、その他噴霧乾燥器を「滅菌」「殺菌」する方法に関する噴霧乾燥器ユーザーの認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成しまたは取得した書面等

理由：検察官は、噴霧乾燥器内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き（乾熱）にした際の内部温度から、本件で被告人らが輸出した噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）が規制対象となる

「滅菌」「殺菌」を行える旨を主張し（証明予定事実記載書、同2、同4）、噴霧乾燥器ユーザーの供述調書を証拠申請した上に（証拠等関係カード（甲）17及び18等）、噴霧乾燥器ユーザーの証人請求を行っている（証拠等関係カード（人）9及び10等）。これに対し、弁護人は、予定主張（1）で明らかにしたとおり、規制対象となる「滅菌」「殺菌」の方法について、「内部に粉体が残っている状態で、高温の熱風を送り続けることは通常想定される用法ではないばかりか、火災や爆発の危険があり、滅菌、殺菌のため乾熱運転をするということ自体想像外であった。」と主張している。上記証拠は、検察官の主張に対して反論する弁護人の主張の裏付けとなるものであり、検察官が噴霧乾燥器ユーザーの証人請求までしている以上、噴霧乾燥器ユーザーの認識は弁護人の主張との関連性及び防御のための必要性が高い。

他方、「滅菌」「殺菌」の方法は、事業活動に有用な技術上また営業上の情報ではなく、開示されることによって噴霧乾燥器ユーザーに不利益はないから、開示による弊害は生じない。だからこそ検察官は噴霧乾燥器ユーザーの供述証拠を証拠提出しまたは証人請求しているものであるし、噴霧乾燥器ユーザーは供述調書の作成に協力したものである。

- 2 平成29年5月頃から同年9月頃及び同年11月頃から平成30年1月頃に捜査機関が作成しまたは取得した書面等であって、噴霧乾燥器を「滅菌」「殺菌」する方法に関し、噴霧乾燥器を製造している会社等の法人の役員ないし従業員（以下「噴霧乾燥器メーカー」という。）から聴取した内容が記

載されている書面等及び捜査機関からの質問に対し噴霧乾燥器メーカーが回答した書面、その他噴霧乾燥器を「滅菌」「殺菌」する方法に関する噴霧乾燥器メーカーの認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成した又は取得した書面等

理由：検察官は、噴霧乾燥器内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き（乾熱）にした際の内部温度から、本件で被告人らが輸出した噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）が規制対象となる「滅菌」「殺菌」を行える旨を主張し（証明予定事実記載書、同2、同4）、噴霧乾燥器メーカーの供述調書を証拠申請した上に（証拠等関係カード（甲）19等）、噴霧乾燥器メーカーの証人請求を行っている（証拠等関係カード（人）12等）。これに対し、弁護人は、予定主張（1）で明らかにしたとおり、規制対象となる「滅菌」「殺菌」の方法について、「内部に粉体が残っている状態で、高温の熱風を送り続けることは通常想定される用法ではないばかりか、火災や爆発の危険があり、滅菌、殺菌のため乾熱運転をするということ自体想像外であった。」と主張している。上記証拠は、検察官の主張に対して反論する弁護人の主張の裏付けとなるものであり、検察官が噴霧乾燥器メーカーの証人請求までしている以上、噴霧乾燥器メーカーの認識は弁護人の主張との関連性及び防御のための必要性が高い。

他方、「滅菌」「殺菌」の方法は、事業活動に有用な技術上また営業上の情報ではなく、開示されることによって噴霧乾燥器メーカーに不利益はないから、開示による弊害は生じない。だからこそ検察官は噴霧乾燥器メーカーの供述証拠を証拠提出しまたは証

人請求しているものであるし、噴霧乾燥器メーカーは供述調書の作成に協力したものである。

- 3 平成29年5月頃から同年9月頃及び同年11月頃から平成30年1月頃に捜査機関が作成しまたは取得した書面等であって、「滅菌」「殺菌」の定義に関し、細菌を研究する会社等の法人及び大学その他の研究機関、製薬会社、細菌を培養ないし販売その他これに準ずる方法で取り扱う会社等の法人並びに細菌の除去を行う会社等の法人の役員、従業員、研究者（教授及び助教授を含むがこれらに限られない）その他の関係者（以下、総称して「研究機関等」という。）から聴取した内容が記載されている書面等及び捜査機関からの質問に対し研究機関等が回答した書面等、その他「滅菌」「殺菌」の定義及び方法に関する研究機関等の認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成しまたは取得した書面等

理由：検察官は、腸管出血性大腸菌O157が摂氏90度・2時間ないし摂氏50度・9時間の乾熱処理で死滅する旨を主張し（証明予定事実記載書2、同4）、大学教授や製薬会社等の供述調書を証拠申請し、また証人請求を行っている（証拠等関係カード（甲）10ないし13等、証拠等関係カード（人）4ないし6等）。これに対し、弁護人は、予定主張（1）及び同（2）で明らかにしたとおり、規制対象となる「殺菌」とは薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうものと解すべき旨、及び、検察官が主張する乾熱処理による殺菌は感染制御の分野において一般に理解されている「殺菌」とは異なる検察官が作出した独自の概念で

ある旨を主張している。上記証拠は、検察官の主張に対して反論する弁護人の主張の裏付けとなるものであり、検察官が大学教授等の証人請求までしている以上、「滅菌」「殺菌」の定義についての研究機関等の認識は弁護人の主張との関連性及び防御のための必要性が高い。

他方、「滅菌」「殺菌」の一般的な定義は、それ自体に研究または学術上の価値があるものではなく、かつ事業活動に有用な技術上また営業上の情報ではないものであって、開示されることによって研究機関等に不利益はないから、開示による弊害は生じない。だからこそ検察官は大学教授や製薬会社等の供述証拠を証拠提出しまたは証人請求しているものであるし、これらの者が供述調書の作成に協力したものである。

以 上